

事前説明第7号

札幌圏都市計画

第一種市街地再開発事業の決定(案)

(市決定)

北4東6周辺地区

平成27年2月
札幌市都市局市街地整備部

札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (市決定)

都市計画北4東6周辺地区第一種市街地再開発事業を次のとおり決定する。

名 称	北4東6周辺地区第一種市街地再開発事業						
施行区域面積	約 4.1ha						
公共、施設の配置及び規模	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考		
	都市計画道路	3・3・3 北3条通	27.27m	約 55m	整備済		
	区画道路	北4条線	16.36m	約 270m	整備予定 (5.45m拡幅)		
	区画道路	北3東6中通線	8.0m	約 90m	整備予定 (1.55m拡幅)		
	区画道路 (都市計画道路)	主要市道真駒内篠路線 (3・4・28 東8丁目・篠路通)	25~27.25m (25m)	約 80m	整備予定 (一部 2.25m拡幅) ※都市計画区域 (幅員 25m) は変更なし		
	都市計画道路	7・4・40 苗穂駅連絡通	16.0m	約 280m	整備予定		
公園および 緑地	種 別	名 称	面 積	備 考			
	該当なし						
下 水 道	創成川処理区 (下水道管 300~750mm)						
その他の 公共施設	該当なし						

建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画
	約 34,400 m ²	公開的空地は敷地面積に対し約 20%を確保する。

※1：建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあっては 10 分の 1 を加えた数値とする。

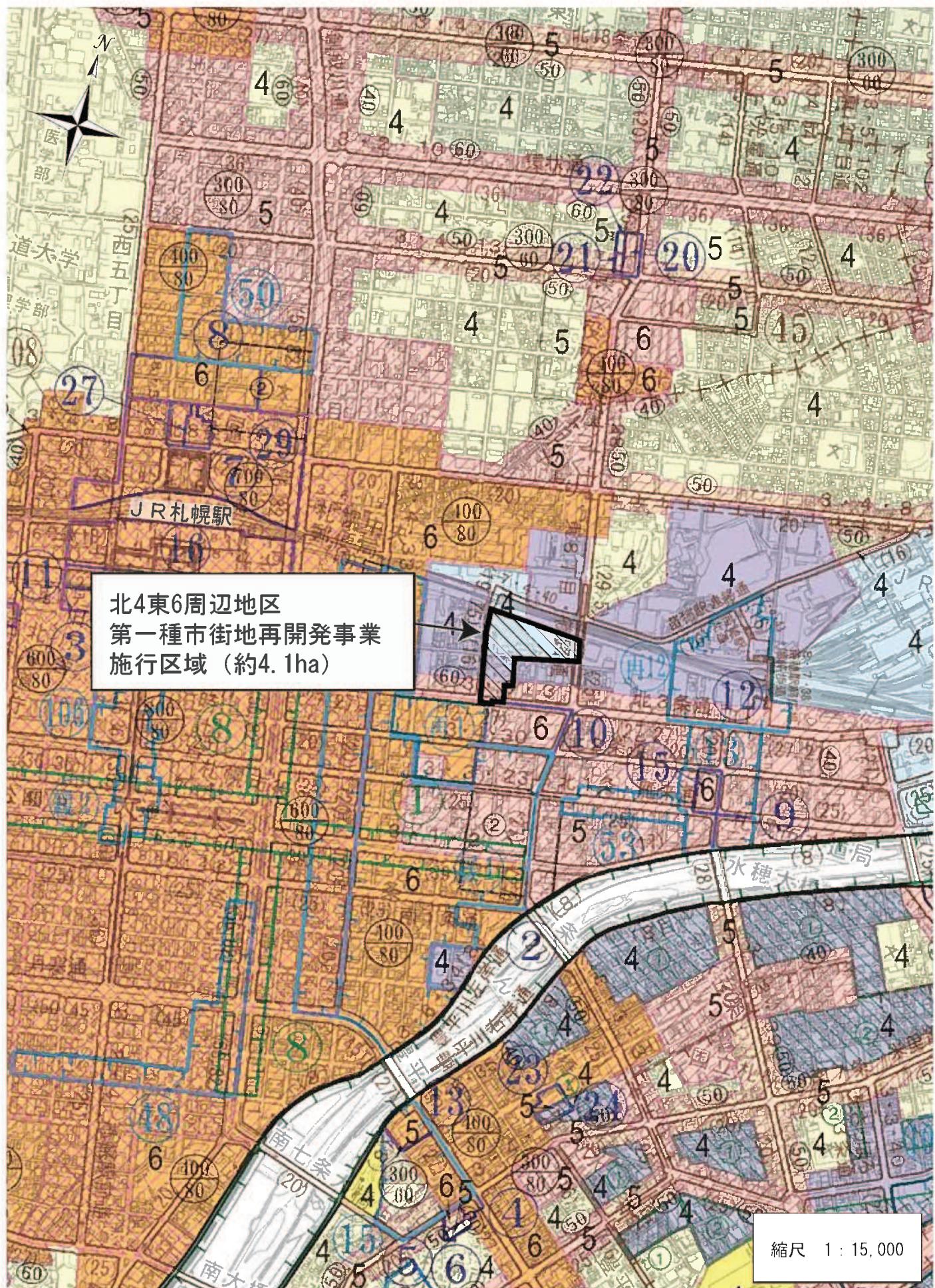
「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理由

当地区は、都心に位置しているが、老朽化した建築物が立地しているほか、平成 17 年に北海道ガス株式会社の札幌工場が操業停止して以降、大部分の土地が低未利用な状態となっている。

このため、当地区において、「居住、医療・福祉、スポーツなどの機能集積」に併せて、「空中歩廊や広場の整備」、「自立分散型エネルギー供給拠点の整備」などにより、都市機能の更新及び土地の高度利用並びに環境共生型市街地の形成を図るため、再開発事業を実施する。

札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業 位置図

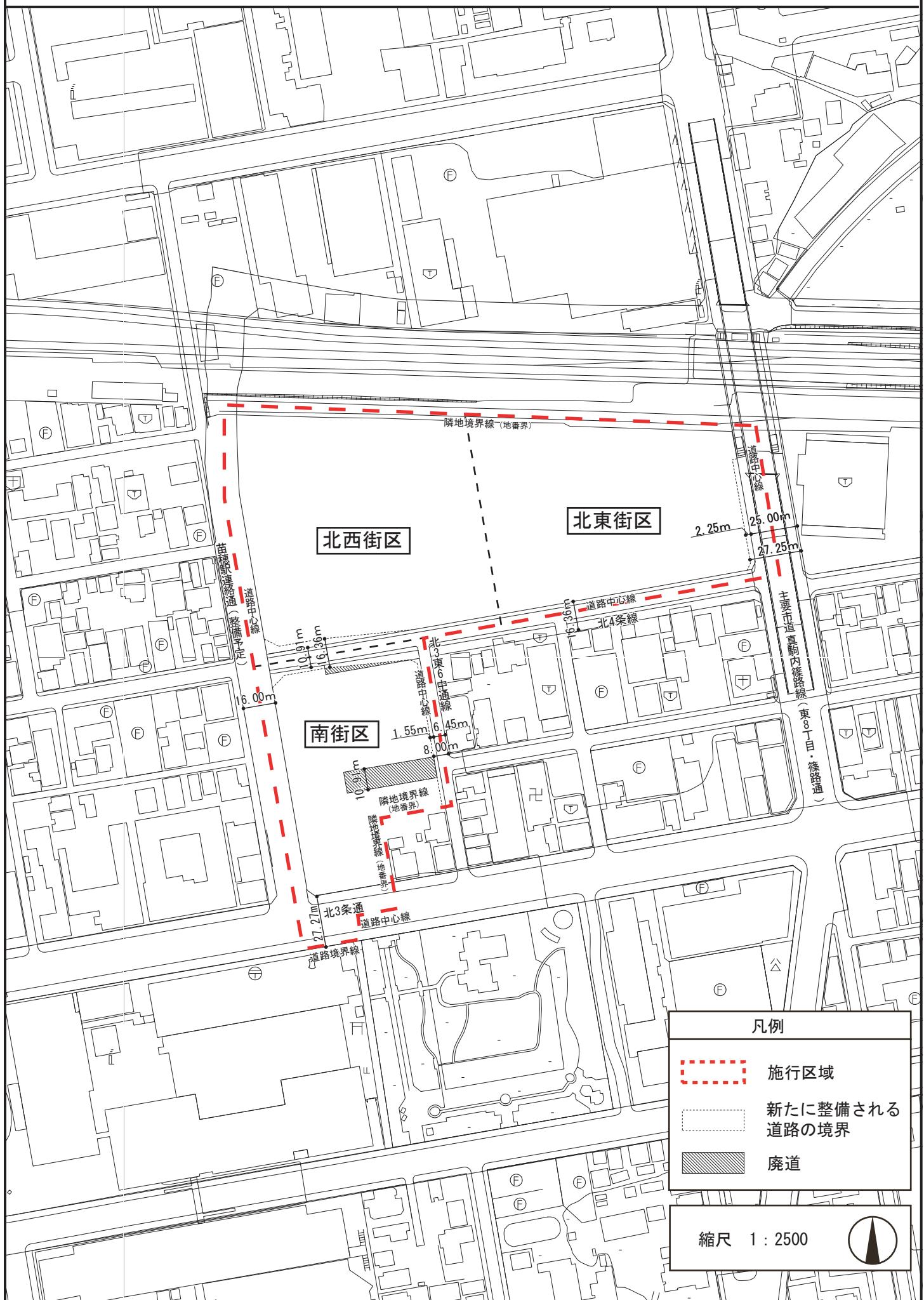


札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業 区域図

北4東6周辺地区
第一種市街地再開発事業
施行区域（約4.1ha）



札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業 計画図



札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業 別添図（公開的空地図）

